南山城村公共施設等総合管理計画



令和4年3月

南山城村

目 次

第	1	章	計	画の)策	定	趣旨	 ₹	位	置	付	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1	. j	趣旨		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2	. ′	位置	付に	† •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	2	章	公	共放	包設	等	の男	記況	ع	課	題	及	び	将	来	の	見	通	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	1	. 1	公共	施設	设等	Ø:	状涉	- 5	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2	• ,	人口	の推	推移	ر لے ،	今後	その	子	測	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	3	. ;	施設	更新	斤経	費	の見	込	み	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第	3	章	公	共加	包設	等	の糸	合組	的	か	つ	計	画	的	な	管	理	に	関	す	る	基	本	的	な	方	針	•	•	1	9
	1		計画	期間	引•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	2	. 7	施設	保有	量	0	推利	多•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	3	• 1	全庁	的な	よ取	組	体制	10	構	築	及	び	情	報	管	理	•	共	有	方	策	•	•	•	•	•	•	•	•	2	O
	4		現状	や書	題	に	関す	-る	基	本	認	識	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	O
	5		過去	に行	了つ	た	対第	ぎの	実	績	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	O
	6	•	有形	固定	三資	産	减征	f償	却	率	0)	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
第	4	章	公	共放	包設	等	マオ	くジ	シメ	ン	卜	の	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	1	. ;	維持	管理	፟ •	更	新等	学に	係	る	経	費	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	2	. 1	公共	施設	没等	<i>D</i> ²	管理	即に	.関	す	る	基	本	的	な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	2	_	(1) 岸	禄	• 1	診践	斤等	0	実	施	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	2	_	(2)絲	辪	管.	理•	修	繕	•	更	新	等	0)	実	施	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	2	_	(3)多	全	確	保の	実	施	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	2	_	(4) 而	付震	化	の第	ミ施	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
	2	_	(5) =	ムニ	バ	一サ	トル	デ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	イ	ン	化	0)	推	進	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
			(6				. —						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	_
	2	_	(7) 紛	合	P)	廃山	: <i>(</i>)	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	3	. }	総合	的カ	70	計i	画的	りな	管	理	を	実	現	す	る	た	め	0	体	制	(T)	構	築	方	針	•	•	•	•	2	4
	4	.]	PPP/	PFI	• //	左垣	連	携る	を社	見里	予し	こフ	1	た	こ核	言	†	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	5		フォ	ロー	ーア	ツ	プの	実	施	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
第			施											基	本	的	な	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
			公共											•					•												
	2	. :	道路	格	喬梁	•	トン	/ネ	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6

3.	簡易水道・	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7
4.	スポーツ・	文化	施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 '

第1章 計画の策定趣旨と位置付け

1. 趣旨

国及び地方ともに非常に厳しい財政状況が続く今日、全国的に人口急増期に 建設された公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。当村におい ても役場庁舎をはじめ、各地区の集会所等を整備していますが、現在では建築後 かなりの年月が経過している状態にあります。

これらの公共施設を仮に耐用年数まで供用する場合、必要に応じて大規模な修繕が必要不可欠となっています。また、耐用年数を経過した後も施設を使い続ける場合、日々の維持管理費が新築時に比べ多額になるだけでなく、いずれ建て替えるための更新費用をも確保する必要が生じます。

その一方で、人口減少社会が到来し、当村におきましても避けて通れない問題となっています。かつての公共施設を整備した時代と比べ社会・人口構造の変化や村民のニーズの多様化に対して的確に対応することが求められ、今後施設の更新時期が集中する中で、それぞれの施設がもっている機能を保持することを目的とするのではなく、現代においてその施設が持つ有用性や有益性等を再考し、全体を見直すことで必要な施設の量や質を確保するといった施設の適正なあり方とこれからの進むべき方向性を決めることが求められています。

更に、今後ますます厳しくなると予測される財政状況の中で、村民生活に必要不可欠な道路、橋梁及び簡易水道などの社会基盤施設においても適切な維持に視点を移し、施設を総合的且つ中長期的に管理する必要が生じています。

当計画では、このような現状を踏まえて、当村が管理する公共施設全体の管理方針及び建物施設とインフラ施設のそれぞれの取組の方向性を定めるものです。

2. 位置付け

国においては、平成25年11月に定めた「インフラ長寿命化基本計画」(基本計画)が策定され、「インフラ長寿命化計画」(行動計画)や「個別施設毎の長寿命化計画」(個別施設計画)を策定していくこととされています。

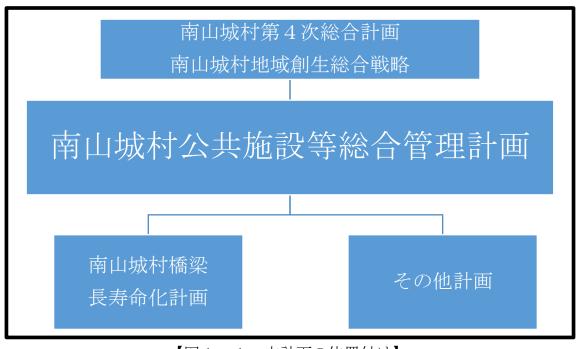
また、平成26年4月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」 が各地方公共団体に対して出され、これらに基づいて「公共施設等総合管理計画」 を策定するよう要請がなされました。

当村では、この度作成する「公共施設等総合管理計画」(行動計画)を国から 要請されている計画として位置づけることとします。

また、当村における公共施設マネジメントの取組については、平成23年度策

定の「南山城村第4次総合計画」に、また、村に安定した雇用を創出することや、村に新しいひとの流れをつくることなどを基本目標として掲げた、平成28年2月に「南山城村地域創生総合戦略」にも位置付けされています。

本計画は、当村の公共施設等全体を総合的に管理するための計画(個別施設等に関する計画等のための基本的な指針を定めているもの)であり、今後は本計画に基づき、施設の種類毎に、個別の施設に関して今後の管理方法を定めた詳細な「個別管理計画」の策定を行います。



【図1-1 本計画の位置付け】



【図1-2 計画の流れ】

第2章 公共施設等の現況と課題及び将来の見通し

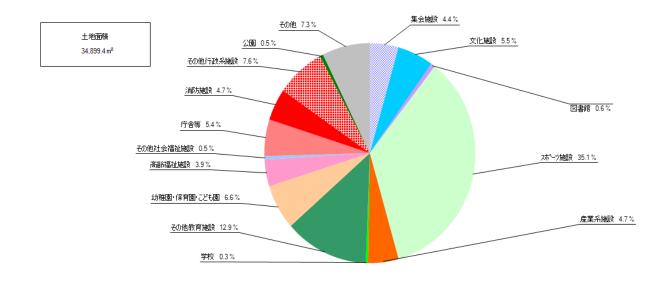
1. 公共施設等の状況

当村では、土地は約34,900㎡、建物は総延床面積で約24,700㎡を保有しています(令和3年3月末)(図2、3参照)。村民一人当たりでは延床面積は9.4㎡で全国平均の3.42㎡を上回っています。

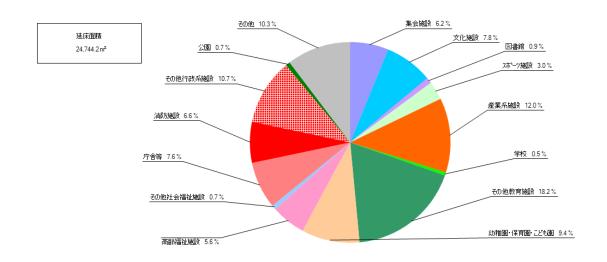
なお、当村においては、大きな面積を占める小中学校については、相楽東部広域連合の所有となっているため当計画では含まれないため、当村保有の公共施設のうち、最も多くの比率を占めているのがその他教育施設で全体の約18.2%となっており、以下、産業系施設が約12.0%、その他行政系施設が約10.7%、保育園が約9.4%となっています。

また、インフラ施設や公営企業関連施設(道路、・橋梁、農道・林道、河川、 上水道施設等)(図4参照)については、道路延長が約118km、橋梁が79橋、 トンネル2箇所、上水道施設(簡易水道・管路延長)が約74.2km となって います。

(1) 村が保有する施設の保有量及び推移



【図2 公共施設に係る面積の割合】



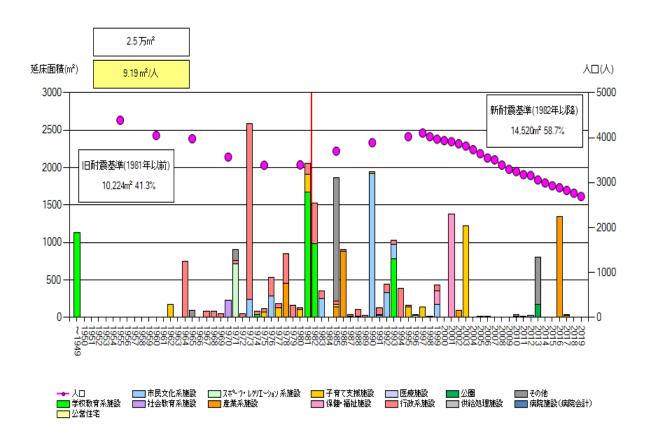
【図3 施設分類別公共建築物の延床面積の割合】

施設分類	延長等
道路	118 km
橋梁	79 橋
トンネル	2箇所
水道(簡易水道)	74. 2 km

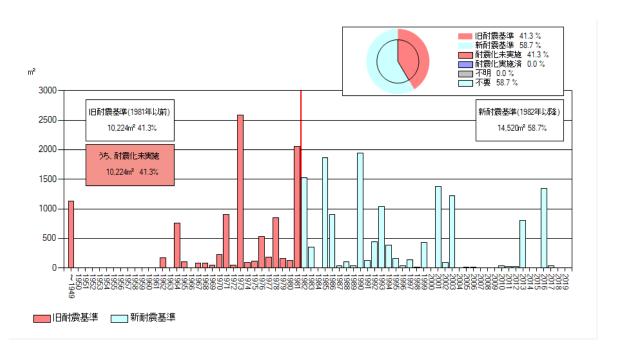
【図4 主なインフラ施設及び公営企業関連施設の状況】

当村の保有する公共施設は、昭和50年代半ば(昭和56年、1981年)から平成の初め頃(平成2年、1990年)にかけて整備されていることがわかります(図5参照)。

なお、大規模改修が必要とされる30年(耐用年数の半期)を経過した建物が 床面積の57%を占めており、今後更に10年で建設後30年を経過する建物 は、全体の約74%に達する見込みとなっています。また、昭和56年以前の旧 耐震基準の施設が約39%も存在(図6参照)しているため、今後はこれらの建 物について一斉に大規模修繕や建替え等が必要になる時期を迎えることが想定 され、そのための費用の確保が大きな課題となっています。



【図5 公共建築物の建築年度別整備状況】



【図6 公共建築物の耐震化状況】

2. 人口の推移と今後の予測

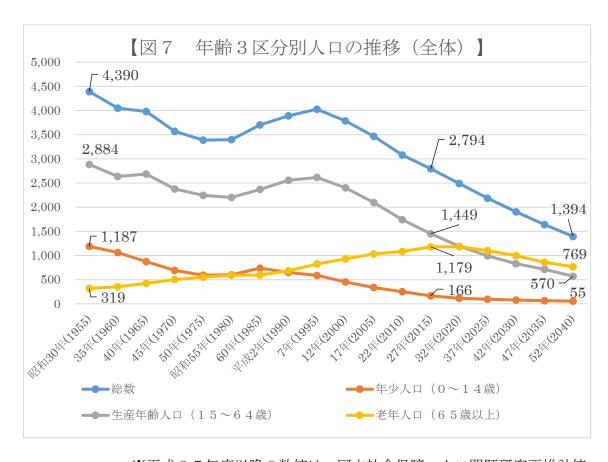
昭和の大合併により、当村は昭和30年に大河原村と高山村が合併して誕生し、当時は4,390人(国勢調査)を数えましたがその後暫くは減少傾向が続き、昭和50年には3,388人まで減少しましたが、北大河原地内において月ヶ瀬ニュータウンの造成工事が始まり昭和52年から入居が開始されると一転して増加に転じ、JR関西本線沿い(当時は国鉄)の清閑な住宅地という好立地にも恵まれその後は平成7年の4,024人まで順調に増加していきました。

しかしながら、その後は新たな入居者が少なくなるとともに、全地域において 子供等が成人すると就職等とともに村外へ出て行く傾向に歯止めがかからない ようになり、令和2年には2,391人(国政調査)まで減少することとなりま した。この傾向は今後も続くものと推測されます。

生産年齢人口(15歳~64歳)を見ると、総人口と同じ動きとなっており、昭和30年(2,884人)だったがしばらくは減少傾向となったものの、月ヶ瀬ニュータウンが完成してからは順調に増加の一途をたどることとなりますが、平成7年(2,614人)をピークに減少しており、総人口に占める割合も65.7%(昭和30年)から51.9%(平成27年)となっており、今後もこの傾向が続くものと想定されます。

年少人口(0歳~14歳)を見てみると、こちらも総人口と似た動きとなっており、昭和30年(1, 187人)から減少傾向となりますが、月ヶ瀬ニュータウン完成により一時的に増加に転じるものの、昭和60年(738人)に再度ピークになったあとは減少傾向が続き、平成27年においては総人口に占める割合が5.9%(166人)まで落ち込んでおり、歯止めがかかる動きは見られません。

老年人口(65歳以上)においては、全国的な動きと同じく上昇傾向が続いており、平成27年には1,179人に達し、総人口に占める割合でも42.2%を占めるまでになっています。将来推計においてもまだ暫く総数でも増加が続き、その後減少になる見込みですが、総人口に占める割合においては55.2%まで高まると推計されています。

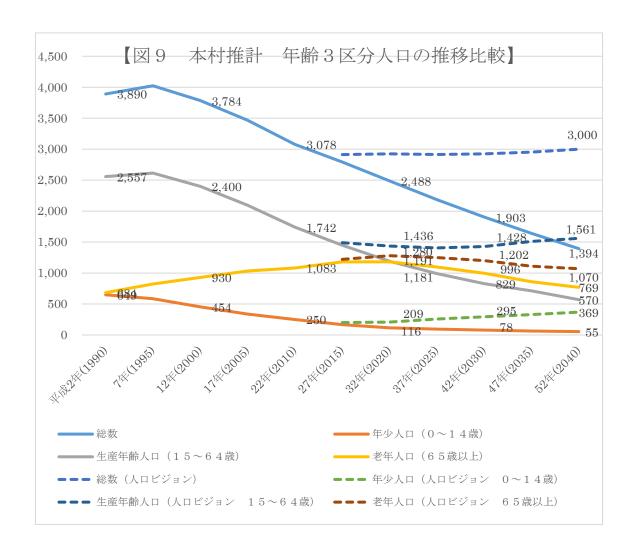


※平成27年度以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所推計値



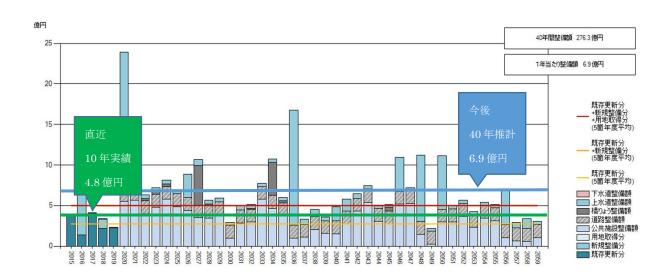
2014年5月に日本創成会議が発表した将来推計人口では、人口移動が収束しない場合、図表2にあるとおりさらに落ち込み、平成52年(2040年)には、1,223人にまで減少するとされています。特に若年女性の減少が激しく全国で17番目に消滅の可能性のある自治体として危機感が募りました。

このような状況を改善するために、転出を抑制し転入者の増加につながる戦略を推進する必要があります。国の『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』及や京都府の『京都府人口ビジョン』の趣旨を踏まえ、平成28年2月に策定した『南山城村人口ビジョン』では、転出が多い世代である20~39歳の移住・定住促進を重点的に取り組み、結婚、出産、子育て等の支援を行い、環境整備を進めることで出生数の増加を目指すとともに、生産年齢人口の比率の上昇につなげることで、総人口が増加すると見込んでいます。平成52年の将来目標人口を3,000人とし、年齢階層別人口では年少人口は369人、生産年齢人口は1,561人、老年人口は1,070人としています。



3. 施設更新経費の見込み

今後は、公共施設等の更なる老朽化が顕著となり、大規模改修だけでなく建替えなければならない時期を迎え、維持管理・更新費用がますます増大することが予想さます。今後 40年間に 276.3億円と推計され、年平均 6.9億円が必要と見込まれます。直近 10 箇年(平成 22~令和元年度)の投資的経費の年平均額は 4.8億円であり、年間 2.1億円が不足することになります。



【図10 公共施設等の更新費用の将来推計】

○課題

当村の公共施設等については、既に述べたとおり多くが老朽化しており、今後 更に10年で建設後30年を経過する建物は、全体の74%を占めるに至りま す。このような中で、社会構造の変化にも対応しながらも少子高齢化や人口減少 による住民ニーズの変容に伴う公共施設等のあり方を検討していく必要があり ます。単に廃止・統合という安易な方法にたよることなく、且つ、住民サービス の低下を招くことなく維持・運営していく必要があります。

なお、上記推計の図において、年間2.1億円が不足となっていますが、昨年 度までに耐用年数を迎えている施設において耐震化や適宜行うべき適切な維持 補修、或いは建替え等の更新がなされていない建物等も多数あるものと思われ、 実際の整備額については更に多額の費用が発生するものと思われます。

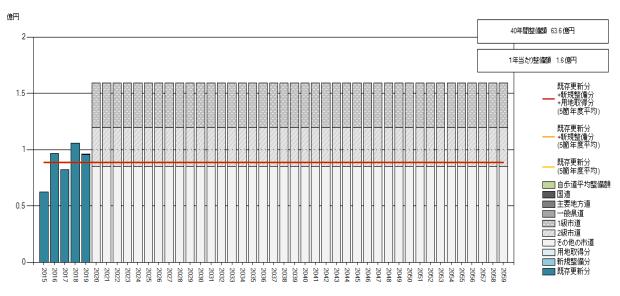
また、近年大規模災害が日本全国で発生しており、当村にもかなりの影響を及ぼすと見込まれる、地震の規模がM8~9クラスという巨大な「南海トラフ大地震」においては、今後30年間での発生確率が約70%という推測もあるため (地震調査研究推進本部発表)、所有する公共施設に関して計画的な耐震化や長寿命化を検討する必要があります。

特にインフラ資産の中では、老朽化が激しい簡易水道等の修繕等整備が避けられませんが、廃校となった小学校や廃園となった保育園については、特に利用する見込みがないものについては、取り壊しも含めた計画を検討する必要があります。

他にも、学校関係(小・中学校)は広域連合組織に委譲されているものの、将

来的な維持修繕及び運営の財政的な負担を考慮しておく必要があります。

<1>道路



【図11 分類別面積による更新費用の将来見込み】

道路の整備状況は、 $1 \cdot 2$ 級村道の延長が45.6 km となっており、総面積は約51万㎡となっています。

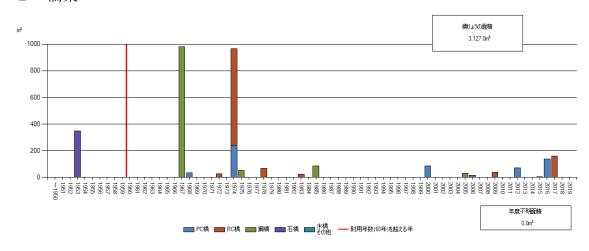
分類別面積による整備額は、今後40年間で年平均1.6億円と推計され、直近10箇年(平成22年度~令和元年度)の投資的経費の年平均額は1.0億円となっています。

(課題)

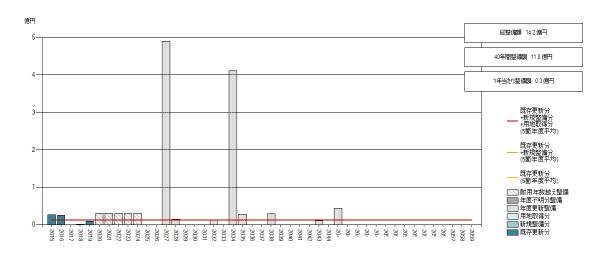
村道は、管理するストックが最も多く、計画的な維持・修繕を遂行していくための経費が膨大になるため、有利な起債等を活用した財源の確保が欠かせません。

また、当村には農道(舗装面積で約2.4万㎡)、林道(舗装面積で約0.9 万㎡)等があり、それらを含めた維持管理体制の構築が必要です。

<2>橋梁



【図12 構造別年度別整備面積】



【図13 構造別面積による更新費用の将来見込み】

全体では、79橋となっています。延長別では15m未満が73橋(92%)、15m以上が6橋(8%)となっています。

整備済みの総面積は3,127㎡であり、構造別の内訳は、鉄骨鉄筋コンクリート橋が979㎡ (31%)、PC (プレストレストコンクリート)橋が565㎡ (18%)、鋼橋が172㎡ (6%)、RC (鉄筋コンクリート)橋が1,046㎡ (33%)、石橋が349㎡ (11%)、木橋が16㎡ (1%)となっています。

橋梁の直近10年間の整備額は1.6億円であり、1年当たりの整備額は0. 2億円となっています。

(課題)

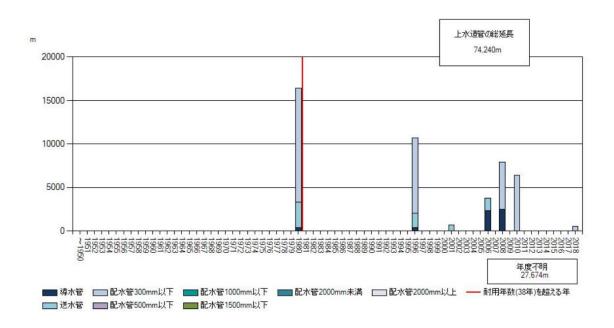
橋梁の中でも、鉄骨鉄筋コンクリート橋の高山大橋(昭和42年、1967年築。吊橋。当時の建築費で2億2千万円。2027年度で法定耐用年数の60年に到達。)の占める割合が非常に大きく、来年度で56年を経過します。この橋だけの老朽化比率を見ると83%となってしまうため、建替えも含めた財源確保が今後必要になってきます。

また、当村の橋梁のうち、架設年度の不明な橋が65橋(82%)とほとんどを占めています。資産を管理する上で当計画策定時に老朽化率を70%と設定し上記グラフにも反映させていますが、老朽化率が実際にはもっと高い可能性も否定できず、適切な維持管理を行っていく上でも、日常の定期点検及び予防保全的な維持補修が欠かせなくなっています。

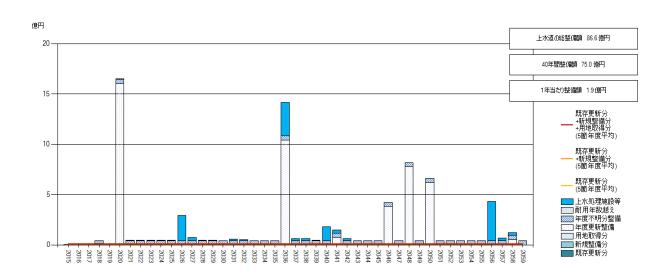
国道163号の村への移管により、トンネル2箇所の管理が必要となりました。

道路維持と同様、日常の定期点検及び予防保全的な維持補修が求められます。

<3>簡易水道



【図14 年度別整備延長】



【図15 年度別整備延長による更新費用の将来見込み】

簡易水道管の総延長は、74.2 km です。古い管など記録が確認できない整備年度不明分は27.7 km (37.3%) あります。

水道の直近10年間の整備額は5.7億円であり、1年当たりの整備額は0.6億円となっています。

(課題)

簡易水道施設は、今後、順次老朽化が進んでいくものの、住民の生命を守る水道水を安定的に供給するためには、適切な計画を策定し効率的に更新していく必要があります。

特に、高尾簡易水道については1980年に整備しているため、埋設管が耐用年数を迎えたこととなります。毎年のように漏水が発生し補修を行うものの、補修したことにより古くて弱くなっている別の管が破裂するという悪循環に陥っている状況にあるため、早急な個別の管理計画を策定し、確実に実施していく必要があります。

また、全体整備延長の約37%を占める埋設年度不明の水道管や、水道管だけでなく浄水施設や配水施設についても同様に老朽化が進行しているため、将来にわたって安定的に維持・管理するためにも老朽化した施設の更新を着実に進めるとともに、既設設備の長寿命化を進める必要があります。

更に、村内には未給水地域があるため、新たに整備を進める上でも財源の確保が問題となります。

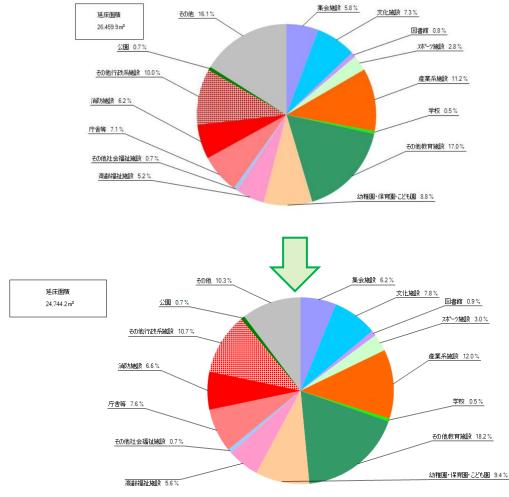
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

今後30年間を見通しながら、本計画の計画期間は、平成29年度から令和8年までの10年間とします。但し、計画期間内であっても社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

2. 施設の保有量及び推移

施設保有量は、令和3年3月末で、高度情報ネットワーク施設を民間事業者へ 譲渡したため、保有施設の床面積が1,715㎡減少しましたが、今後も引続き 施設の保有量の適正化に努めます。



3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

限られた財源の中で、適切な公共施設の維持・管理を行い安定した住民サービスを提供するため、資産管理の所管課だけでなく、各施設の管理担当課と個別管理計画を定める上で企画立案を総括する所管課がそれぞれ連係を図り、総合的且つ確実に推進するものとします。

4. 現状や課題に関する基本認識

当村の公共施設の整備については、その他全国の自治体と同じく、過去の一時期に集中して整備されたことから既に老朽化している建物等も含め、「第2章公共施設等の現況と課題及び将来見通し 1.公共施設等の状況」で示されたとおり、今後老朽化する施設等が増大する見込みとなっています。しかしながら、「第2章 公共施設等の現況と課題及び将来の見通し 3.施設更新経費の見込み」にもあるとおり更新費用の不足が予測できます。

また、平成28年2月に策定した「南山城村地域創生総合戦略」では、これまで行ってきた京都府で唯一の村という優位性を押し出した村おこしとともに、「結い(ゆい)」や「もやい」といった形で支えあってきた地域の「強み」を活かした「魅力あるむらづくり」に取り組むとともに、更に今後は平成29年春開業予定の道の駅を中核として「村に必要なことを村の人が取り組み、それによって村の人が利益を享受する」地域内循環型の産業システムにより村づくりを行うとしています。村に安定した雇用を創出し、村に新しいひとの流れをつくり、村で暮らし続けることを実現することを目標としています。

これらの目標を実現するためには、必要ならば今ある建物の総面積を減らしてでも、今後の公共施設等の更新や維持管理等に係る費用を最小にしつつ最大の住民サービスが提供されるように各施設の利用状況等を詳しく把握することに努め、不要な施設の取り壊しや類似の施設の統合など、効率的で効果的な運営を行っていく必要性があります。

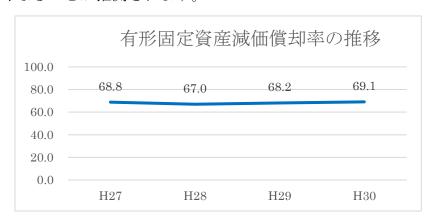
5. 過去に行った対策の実績

高尾、童仙房生涯学習センターや南山城村農業者トレーニングセンターの屋 根改修等を、平成29年度から令和2年度において実施しました。

また、橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき適宜補修を実施しています。

6. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、増加傾向にあり施設の老朽化による財政への負担が大きくなることが推測されます。



第4章 公共施設等マネジメントの基本方針

1. 維持管理・更新等に係る経費

耐用年数を迎える施設が増加するため、長寿命化対策を講じ、施設の耐用年数の延命化を図ることで約32億51百万円の効果額を見込んでおり、施設の計画的な更新並びに財政負担の軽減を図ります。

									単位:百万
		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に施 設を更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
	建築物(a)	318. 5	757. 2	1, 133. 7	2, 209. 4	起債充当	3, 727. 0	-1, 517. 6	42. 7
普通会計	インフラ施設(b)	353. 2	441.3	0.0	794. 5	補助金、交付金	1, 660. 4	-865. 9	43. 5
	計(a+b)	671.7	1, 198. 5	1, 133. 7	3, 003. 9		5, 387. 4	-2, 383. 5	86. 2
	建築物(c)	0.0	0.0	0.0	0.0	起債充当	0.0	0.0	0.0
公営事業会計	インフラ施設(d)	111.0	105. 0	50.0	266. 0	補助金、交付金	1, 134. 0	-868. 0	18.8
	計(c+d)	111.0	105. 0	50. 0	266. 0		1, 134. 0	-868. 0	18.8
建築物(a+c)		318. 5	757. 2	1, 133. 7	2, 209. 4		3, 727. 0	-1, 517. 6	42. 7
インフラ施設(b+d)		464. 2	546. 3	50.0	1, 060. 5		2, 794. 4	-1, 733. 9	62. 3
合計 (a+b+c+d)		782. 7	1, 303. 5	1, 183. 7	3, 269. 9		6, 521. 4	-3, 251. 5	105. 0

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共建築物

建替えや修繕費用の試算によれば、今後も引き続き同量の施設を維持し

ていくことは困難であると見込まれます。

保有量を減らしてでもサービスが確保できるよう、施設利用状況を詳細 に把握する必要があります。

(2) インフラ資産

住民生活に直結しているインフラ資産については、日々の点検は勿論の こと、長寿命化だけでなく重大な事故を未然に防ぐためにも根本的に施設の 更新も視野に入れて検討する必要があります。

また、公共建築物及びインフラ資産ともに施設管理を検討する上で、当村は財政規模が小さく一度に大きな借入等を行うとその後の財政運営が硬直化する恐れがあるため、可能な限り事業を実施する前にそれらの事業の必要性について検討を重ねるとともに、設置費用の支出だけを考えるのではなく設置後の維持管理費用も含めたトータルでの財政負担の軽減を図ります。

但し、日々の点検や長寿命化計画等において検討を重ねたとしても重大事故はいつ起こるか予測できない部分もあるため、例えば大きな設備更新をした直後にも関わらず違うインフラ設備に重大事故が発生する可能性は否定できないため、そのような事態に陥っても即座に対応できるだけの施設管理計画及び財政計画を確立しておく必要があります。

2-(1) 点検・診断等の実施方針

経年による劣化及び性能・機能の低下、管理状況、利用状況等の把握に努め、 各施設の長寿命化と安全性の確保を最優先において実施することとします。

2-(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の結果をふまえ、当面維持管理を行うと判断した施設については、「使いこなす」ことを目指し適切な予防保全策を実施することで安全且つ低コストでの長寿命化を図ることとします。また、住民ニーズの変化(ライフスタイルの変化やライフサイクルが多様化すること等)を見通して時代に適合した施設への建替えや更新を行います。

2-(3) 安全確保の実施方針

診断・点検等により危険性が高いと判断された施設や、統廃合などにより供

用廃止に至った建物などで今後も利用する見込みのない施設については、大規模災害時における2次災害防止に向けて解体撤去するなど、地域住民の安全の確保を最優先課題とし、必要な措置を講じることとします。

2-(4) 耐震化の実施方針

当村において防災対策を考える上で重要な施設において順次耐震診断を実施するとともに、耐震性の低い施設から優先的に耐震改修工事を施工することとします。

しかしながら、これからの施設のあり方について検討しているものについては、耐震診断の結果も考慮しつつ適切な措置を講じることとします。

2-(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

全ての利用者が安心して利用できるようバリアフリー化の推進に努めます。 長寿命化改修と合わせバリアフリー化を図るほか、新たな施設についてはバリアフリー化を推進します。

2-(6) 長寿命化の実施方針

公共施設は整備から維持修繕や運営に関して長期間にわたり村財政の負担となります。施設が老朽化し損傷が進行してからの修繕では大幅に費用がかかるため、日常点検(早期発見及び早期修繕を目指す)だけでなく必要に応じて長寿命化の推進のための臨時的な点検を実施することで、対処療法的な修繕から予防保全的な維持管理を行うことにより、既存施設を低コストで可能な限り長く利用することを目指します。

また、新しく施設を整備する場合には、新設費用だけ考えるのではなく、ライフサイクルコストから判断した計画的な建設・維持管理を目指し、施設の長寿命化を推進します。

更に、施設によっては耐用年数に達すると一律に更新を考えるのではなく、安全性に配慮しながら予防保全措置を適宜実施することで供用可能な期間を限界まで延ばすことを推進します。

※ライフサイクルコスト(LCC)とは、計画・設計・施工から、その施設の維持管理費用や最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

2-(7) 統合や廃止の方針

施設毎の目的や利用状況等から既存施設等の再編、転用、除却等を行うとともに、遊休施設の再活用等により住民サービスを保持しつつ、複合化などにより施設総量を縮減し効率化を図ります。

特に、住民サービスの向上が期待できる場合には、積極的にこれらを推進することとし、また、統合等により用途廃止され、今後も供用の見込みがない建物・土地については処分することも視野にいれ、施設を利用される受益者の意見も考慮した上で検討します。

なお、施設の複合化については、単に既存の施設を一つにしてコスト削減を図るだけでなく、施設利用者間の地域や世代を超えた交流が期待できます。これは南山城村地域創生総合戦略にもあるとおり「結い(ゆい)」や「もやい」といった形で支えあってきた地域の「強み」を更に強固にするとともに、「むらづくり」や「防災」といった面でも相乗効果が期待でき、更なる「魅力あるむらづくり」が行えるようになります。よって、統合・廃止を検討する場合には、単純にコストの縮減効果だけでなく、このような波及効果についても十分検討する必要があると思われます。

3. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

この計画の趣旨に基づいた対策を実行するためには、職員一人ひとりがこれまでの施設(課内)単位での管理対応だけにとどまるのではなく、多岐にわたる公共施設において全体での最適化を常に考えながら戦略的に取り組む必要があります。

ただ、コストだけでなく地域住民の満足度の最適化をも勘案しながら全庁体制で取り組んでいく必要があるため、全職員を対象に現在存在する課題を共通認識とするため適宜研修等を行うとともに、部署間を越えた連係をスムーズにするためにも連絡を密にしながら取り組んでいくこととします。

4. PPP/PFI・広域連携を視野に入れた検討

新規施設及び既存施設のあり方を検討する場合、PPPやPFIについても 選択肢として考え、民間事業者等の専門的なノウハウや技術、資金等を活用する ことで当村の財政的負担を下げるとともに効率的・効果的な施設の運用を検討 します。 また、増大する住民ニーズや変化に対応するため、府や隣接自治体とともに、 それぞれが所有する施設について機能分担や共同整備、共同運用などについて 検討を行い、住民サービスの向上を図ります。

- ※PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公民連携事業と訳されるものである。従来公共サービスや公共施設は「公」が資金調達から、建設・維持管理・運営等全てを担うものとされていたが、財政難や地域格差是正などを背景に民間で担えるものは民間にまかせるもの。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含む。
- ※PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)とは、PPPの代表的な手法の一つ。ファイナンスという言葉が入っているように、資金調達についても民間が行うなどPPPの中でも民間の関与度が高い手法のこと。

5. フォローアップの実施方針

当計画において定めた方向性等については、社会情勢や住民ニーズの変容などに対して的確に対応するためにも、適宜進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、実際の整備計画となる個別管理計画についても財政状況等に対応するため、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを構築することで両計画に沿った適切な管理を行うとともに、確実な計画の遂行を図ります。

1. 公共建築物

一般的な公共建築物については、当村の政策実現のため及び村民の住民サービスの維持・向上にとってとても重要であり、今後も社会情勢の変化に対応しながら、住民が求めているときに必要なサービスを提供できるよう整備していくとともに、必要に応じて受益者負担なども含めた総合的な維持・管理を目指していきます。

当村の施設は、昭和50年代後半に建築された古い建物等が多く、現在の耐震 基準を満たしていない場合が多く、また、若年層や年少者が多い時期に建築され たこともあり、社会事情の変容により求められるサービスの内容に対応できな いところが生まれてきています。さらに、今後の人口推計では平成27年から平 成37年の10年間で21.7%、平成47年までの20年では41.3%もの 減少が見込まれており、現在の公共施設の面積等を維持した場合、村民1人あた りの延床面積が増大することとなります。

したがって、現在の施設規模を維持した場合、将来世代に多大な負担をかけることになる恐れがあるため、今後は地域情勢を考慮するとともに人口等に基づいた減築を含めた適正な施設を保持することに努め、維持管理コストを含めた過剰な負担の先送りをしないようにします。

また、今後も利用する見込みの無い施設については、できる限り早期に取り壊 すことも含めて検討することとします。

2. 道路・橋梁・トンネル

当村には未舗装路も多く、幅員も十分でない箇所が多く見られます。緊急時における救急車や消防車輌の運行に支障が出かねないため、主要な路線については必要な範囲で拡幅等を行うものの、それ以外の道路については道路施設の改善計画を作成し、日々の点検等により早期に劣化状況を把握するとともに、予防措置的に小規模な修繕を行うことで可能な限り長寿命化を推進し、コスト削減を図ることとします。

なお、南山城村地域創生総合戦略にも位置付けされているとおり、村外からの移住を促進し、当村の基幹産業である農業生産者と移住者を繋ぐ援農支援体制を作りあげるとともに、更なる耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため必要な農道や林道の維持管理も実施します。

橋梁は、24年度に作成した長寿命化計画に基づき、損傷が著しい橋梁から補修を行うこととします。村内には地区によっては迂回路が長大になったり、確保すること自体が困難な地区があり、落橋や通行規制を可能な限り回避することが求められるため、当分の間「必要最小限の保存療法」を行い、大規模な修繕や新たな架橋を控え支出の抑制を図ります。その後、老朽化の激しい橋梁から予防措置的な補修等を行うことで更なる長寿命化を図ることとします。

トンネルにつきましても、崩落事故等が発生している中、必要な管理を行うことで、長寿命化や道路の通行確保を目指します。

3. 簡易水道

道路と並んで重要なインフラである簡易水道については、当村の地形等により料金収入だけで運営を行っていくことは非常に困難な状況にあります。したがってより適切な資産管理を行うことで、可能な限りコストの縮減方法を考えなければなりません。

そのためには、近年の社会状況や今後の人口動態等を考慮しながら長期的な 視点で新規施設の整備や更新計画を立てる必要がありますが、更新経費等の平 準化を図るためにも、施設毎のカルテを作り資産管理(アセットマネジメント) をより強化していく必要があります。

山林が多くを占める当村においては、一旦火災が発生すると山火事につながる恐れが否定できず水源の確保が特に重要視され、また、山間地が大部分を占める地形から災害発生時には道路等の寸断が想定され給水車が現地へ行けない可能性も非常に高くなります。したがって、リスク管理の面からも老朽化した施設や耐用年数をまもなく迎える浄水施設や送水・配水管等の計画的、且つ、耐震性のより高い施設・設備への更新工事の前倒し等を確実に実施するとともに、将来の水需要を的確に把握することで多額の費用がかかる浄水場等の可能な限りの供用延長を図るとともに、必要に応じて規模等の縮減を図る必要があります。

4. スポーツ・文化施設

スポーツ・文化施設とは、地域住民の生涯学習等を推進するための施設です。 スポーツ施設は田山地区に総合グラウンド、また、文化施設としては南山城村 文化会館(やまなみホール)及び図書室があります。

当村においては、上記のとおり既に必要最小限の施設しかなく、且つ、新たな施設等を作ることが困難な地形でもあり統合等は考えにくい状況にあります。

近年グラウンドの利用者数は減少傾向にあります。

また、隣接地には、南山城村自然の家がありますが、利用者の減少等により令和3年3月末に閉館し、現在は避難施設として運営しております。今後これらの施設の利活用が課題となっております。

南山城村文化会館(やまなみホール)は、開館後30年が経過し主要な設備が徐々に更新時期に入っているため、個別の建物カルテを早期に作成し、「事後保全型・対処療法型」の維持管理ではなく、長期的な視点で計画的に改修等を行う「予防保全型」の維持管理による長寿命化を進めるとともに、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化を図ります。

また、図書室については、耐用年数を経過しております。この建物は2階建鉄筋コンクリート造の2階部分を占めていて、1階部分は他企業の所有となっています。施設の供用期間の延長工事等を行うには企業の同意等が必要となるため、より計画的に維持・修繕計画をたてる必要があります。

南山城村公共施設等総合管理計画

発行 / 平成29年3月

改訂 / 令和4年3月

編集 / 南山城村

京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 14 番地 1

TEL 0743-93-0101 (代) FAX 0743-93-0444

担当課:財産施設課

TEL 0743-93-0560 (直) FAX 0743-93-0596